

議案第6号

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正について

1 提案理由

石川県情報公開条例の一部改正に伴い、石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則を整備する必要があるため

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

3 改正の内容

公文書の公開請求権者の範囲を拡大する

4 改正案

2～18頁のとおり

5 施行年月日

平成26年4月1日

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（案）

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

2 第二条第二項を次のように改める。  
 2 条 例 第 六 条 第 一 項 第 三 号 の 実 施 機 関 が 定 め る 事 項 は、公文書の公開の方法とする。

別記様式第一号中「罫」を「罫」に、

氏名 〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
主たる事務所が県内にない法人その他の団体にあつては、県内にある事務所又は事業所の名称及び所在地	(名称) (所在地)
連絡先電話番号	

を

氏名 〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
連絡先 〔担当部署 担当者氏名 電話番号〕	

に、

請求に係る公文書の内容 〔公文書の件名又は知りたいと思ふ事項を具体的に記入してください。〕	
請求者の区分	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先 ) (所在地 ) 4 県内に存する学校に在学する者 (学校名 ) (所在地 ) 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容 )

を

に改め、

請求に係る公文書の内容 (公文書の件名又は知りたいと 思う事項を具体的に記入して ください。) 	
--	--

同様に改める。注記様式第1号から別記様式第11号までの規定中「殿」を「様」に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年三月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

改 正 案	現 行
<p>（公開請求書等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項の公開請求書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 条例第六条第一項第三号の実施機関が定める事項は、公文書の公開の方法とする。</p> <p>別記様式第一号（第二条関係）          別記様式第十二号（第十条関係）          別紙のとおり</p>	<p>（公開請求書等）</p> <p>第二条 条例第六条第一項の公開請求書は、別記様式第一号によるものとする。</p> <p>2 条例第六条第一項第四号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 請求者の区分</p> <p>二 求める公開の実施の方法</p> <p>別記様式第一号（第二条関係）          別記様式第十二号（第十条関係）          別紙のとおり</p>

改正案

別記様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

石川県教育委員会 様

請求者	住所 (法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)	
	氏名 (法人その他の団体 にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
	連絡先 (担当部署 担当者氏名 電話番号)	

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求に係る公文書の内容 (公文書の件名又は知りたいと 思う事項を具体的に記入して ください。)	
公文書の公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付又は複写 4 写しの送付
※請求の目的	

- 注意1 公文書の公開の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。  
 2 ※欄は、請求された公文書の特定等の参考を利用するためのものですが、記入については、請求者の任意です。  
 3 次の欄は、記入しないでください。

担当課(所)	(電話番号)				
公文書の件名					
文書の所在	年 度	分類記号	...	...	簿冊番号
備考					

現 行

別記様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

石川県教育委員会

殿

請求者	住所 (法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)	
	氏名 (法人その他の団体 にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
	主たる事務所が県内に ない法人その他の団体 にあつては、県内にあ る事務所又は事業所の 名称及び所在地	(名 称) (所在地)
	連絡先電話番号	

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求に係る公文書の内容 (公文書の件名又は知りたいと 思う事項を具体的に記入して ください。)	
請求者の区分	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の 団体 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先 ) (所在地 ) 4 県内に存する学校に在学する者 (学校名 ) (所在地 ) 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容 )
公文書の公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付又は複写 4 写しの送付
※請求の目的	

- 注意1 請求者の区分欄及び公文書の公開の方法欄は、該当する番号を○で囲み、括弧内に必要な  
事項を記入してください。  
 2 ※欄は、請求された公文書の特定等の参考を利用するためのものですが、記入については、  
請求者の任意です。  
 3 次の欄は、記入しないでください。

担当課(所)	(電話番号)				
公文書の件名					
文書の所在	年 度	分類記号	...	...	簿冊番号
備考					

改正案

別記様式第2号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

- 注意 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。

現 行

別記様式第2号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

- 注意 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。

改正案

別記様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会



年 月 日付で公開請求のあった公文書について、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

- 注意1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。  
3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

現行

別記様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会



年 月 日付で公開請求のあった公文書について、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

- 注意1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課(所)へ連絡してください。  
3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。



改正案

別記様式第4号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

現行

別記様式第4号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

改正案

別記様式第5号(第3条関係)

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書の存否を明らかにできないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当課(所)	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

現行

別記様式第5号(第3条関係)

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書の存否を明らかにできないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当課(所)	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

改正案

別記様式第6号(第3条関係)

公文書不存決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書を保有していないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書を保有していない理由	
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

現行

別記様式第6号(第3条関係)

公文書不存決定通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書を保有していないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書を保有していない理由	
担当課(所)	(電話番号 )
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

改正案

別記様式第7号(第4条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会



年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、石川県情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

現行

別記様式第7号(第4条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県教育委員会



年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、石川県情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

改正案

別記様式第8号(第4条関係)

公開決定等期限特例通知書

第 年 月 日 号

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、石川県情報公開条例第12条第3項の規定により、公開決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

公文書の内容	
石川県情報公開条例第12条3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
公文書のうちの相当部分について公開決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

現行

別記様式第8号(第4条関係)

公開決定等期限特例通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県教育委員会

印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、石川県情報公開条例第12条第3項の規定により、公開決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

公文書の内容	
石川県情報公開条例第12条3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
公文書のうちの相当部分について公開決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

改正案

別記様式第9号(第5条関係)

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会



年 月 日付けの公文書の公開請求について、石川県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のおり事案を移送したので通知します。

公文書の内容	
移送先の実施機関	担当課(所) (電話番号 )
移送をした日	
移送をした理由	
移送をした実施機関	担当課(所) (電話番号 )
備考	

注意 本件公開請求については、移送先の実施機関において公開決定等を行うこととなります。

現行

別記様式第9号(第5条関係)

事案移送通知書

第 号  
年 月 日

殿

石川県教育委員会



年 月 日付けの公文書の公開請求について、石川県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のおり事案を移送したので通知します。

公文書の内容	
移送先の実施機関	担当課(所) (電話番号 )
移送をした日	
移送をした理由	
移送をした実施機関	担当課(所) (電話番号 )
備考	

注意 本件公開請求については、移送先の実施機関において公開決定等を行うこととなります。

改正案

別記様式第10号(第6条関係)

公文書公開決定に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

送

石川県教育委員会

印

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求のあった公文書に、あなた(貴 )に  
第1項  
関する情報が記録されていますので、同条例第14条 の規定により通知します。

第2項

本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別紙により 年 月 日  
までに回答してください。

公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課(所))	(電話番号 )
石川県情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

現 行

別記様式第10号(第6条関係)

公文書公開決定に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

送

石川県教育委員会

印

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求のあった公文書に、あなた(貴 )に  
第1項  
関する情報が記録されていますので、同条例第14条 の規定により通知します。

第2項

本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別紙により 年 月 日  
までに回答してください。

公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課(所))	(電話番号 )
石川県情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

改正案

現行

別紙

別紙

公文書の公開に係る意見書

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

年 月 日

石川県教育委員会 鑑  
( 担当課 ( 所 ) )

石川県教育委員会 鑑  
( 担当課 ( 所 ) )

住 所  
氏 名  
〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕  
〔 電話番号  
ファクシミリ番号 〕

住 所  
氏 名  
〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕  
〔 電話番号  
ファクシミリ番号 〕

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

公文書の件名	
意 見	1 公開されても支障がない 2 公開されると支障がある (1) 支障がある部分          (2) 支障がある理由

公文書の件名	
意 見	1 公開されても支障がない 2 公開されると支障がある (1) 支障がある部分          (2) 支障がある理由

注意 1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。  
2 2を○印で囲んだ場合には、(1)支障がある部分欄及び(2)支障がある理由欄も記載してください。

注意 1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。  
2 2を○印で囲んだ場合には、(1)支障がある部分欄及び(2)支障がある理由欄も記載してください。



改正案

別記様式第11号(第6条関係)

公文書公開通知書

第 年 月 日 号

様

石川県教育委員会

印

あなた(貴 )に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり公開することを決定したので、石川県情報公開条例第14条第3項(第21条において準用する同条例第14条第3項)の規定により通知します。

公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

注意1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 石川県情報公開条例第21条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知する場合は、異議申立てに係る教示文を省略すること。

現行

別記様式第11号(第6条関係)

公文書公開通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県教育委員会

印

あなた(貴 )に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり公開することを決定したので、石川県情報公開条例第14条第3項(第21条において準用する同条例第14条第3項)の規定により通知します。

公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

注意1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に石川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、石川県を被告として(教育委員会が、被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 石川県情報公開条例第21条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知する場合は、異議申立てに係る教示文を省略すること。

改正案

別記様式第12号(第10条関係)

審査会 諮問 通知 書

第 号  
年 月 日

様

石川県教育委員会

印

年 月 日付けの公開決定等に対する異議申立てについて、次のとおり石川県情報公開審査会に諮問したので、石川県情報公開条例第20条の規定により通知します。

公文書の内容	
異議申立ての内容	
諮問をした日	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	

現 行

別記様式第12号(第10条関係)

審査会 諮問 通知 書

第 号  
年 月 日

殿

石川県教育委員会

印

年 月 日付けの公開決定等に対する異議申立てについて、次のとおり石川県情報公開審査会に諮問したので、石川県情報公開条例第20条の規定により通知します。

公文書の内容	
異議申立ての内容	
諮問をした日	
担当課(所)	(電話番号 )
備考	